

平成25年(ラ)第119号子の監護に関する処分(面会交流)審判に対する即時抗告,
同第137号附帯抗告事件(原審・高松家庭裁判所平成24年(家)第462号,同第4
63号)

決 定

抗告人兼附帯抗告相手方(原審申立人)

(以下「抗告人」という。)

高松市 法律事務所内

相手方兼附帯抗告人(原審相手方)

(以下「相手方」という。)

代理人弁護士

同

高松市 法律事務所内

未成年者(原審第462号事件)

平成17年 月 日生

(以下「未成年者」という。)

高松市 法律事務所内

未成年者(原審第463号事件)

平成20年 月 日生

(以下「未成年者」という。)

主 文

- 1 本件抗告及び本件附帯抗告をいずれも棄却する。
- 2 抗告費用は抗告人の,附帯抗告費用は附帯抗告人の各負担とする。

理 由

第1 抗告及び附帯抗告の趣旨及び理由等

抗告人の抗告の趣旨及び理由は,別紙「抗告状」及び「抗告理由書」記載のとおり

であり、相手方の附帯抗告の趣旨及び理由は別紙「附帯抗告状」記載のとおりである。

第2 当裁判所の判断

- 1 本件は、抗告人と相手方が平成7年●月●●日に婚姻の届出をし、その間に長女●●●● (平成8年●●月●●日生)、二女●●●● (平成17年●●月●●日生) 及び長男●●●● (平成20年●●月●●日生) の3子をもうけたが、平成23年3月中旬頃に相手方が3子と共に自宅を出て以後別居していることから、抗告人が、未成年者らとの面会交流に係る措置を求めた事案である(なお、長女に関する面会交流申立事件[高松家庭裁判所平成24年家第461号]に係る審判は既に確定している)。

原審判は、抗告人と二女●●●●及び長男●●●●(以下「未成年者ら」という。)との面会交流として、(1)月2回、毎月第1、第3日曜日の午前10時から午後6時まで(但し、最初の3か月間は、月1回、毎月第1日曜日のみ)とし、(2)未成年者らの受渡場所は、当事者間で協議して定めるが、協議が調わないときは、●●●●●●●●玩具売場とし、(3)相手方は抗告人に対し、面会交流開始時に受渡場所において未成年者らを引き渡し、抗告人は相手方に対し、面会交流終了時に受渡場所において未成年者らを引き渡すこととし、(4)やむを得ない事情により面会交流を実施できない場合は、当該事情の生じた者が他方に速やかに連絡し、未成年者らの福祉を考慮して双方協議の上、代替日を決め、代替日は、原則として予定日の1週間後の同時刻とすることを定めたところ、これを不服として抗告人が本件即時抗告を、相手方が本件附帯抗告をそれぞれ申し立てた。

- 2 当裁判所も、現時点では、抗告人と未成年者らとの面会交流につき原審判と同様の定めをするのが相当であり、抗告人の本件即時抗告及び相手方の本件附帯抗告はいずれも理由がないものと判断する。その理由は、原審判4頁20行目冒頭の「(3)」を「(2)」と改めて以下の項目番号を1番ずつ順次繰り上げるほか、原審判4頁1行目の冒頭から10頁6行目の末尾までのとおり(ただし、長女●●●●のみに係る部分を除く。)であるから、これを引用する。

- 3 面会交流の頻度や時間等の条件について

抗告人は、宿泊を含むなど更なる面会交流が認められるべき旨主張するが、抗告人と相手方との間の信頼関係が乏しい中で、未成年者らと抗告人との日頃の関係性等を踏まえて面会交流に係る基本的枠組を新たに形成するとともに速やかに円滑な面会交流を実現させなければならない現段階においては、まず原審判の定める限度の面会交流の条件ないし方法を定め、ある程度の経過の中で未成年者らの適応や成長状況等をみるものとするに合理性があるというべきであり、抗告人の上記主張は採用できない。

一方、相手方は、未成年者■■■■が日曜日の午後3時45分から稽古事を始めたことなどを指摘し、面会交流の時間を短縮し、機会を減少すべきことを主張する。

しかし、抗告人と未成年者らとの親和性は失われておらず、これを維持するための面会交流は本件の未成年者らの福祉の観点からも重要なものであって、面会交流を原審判の定めるところよりも減少させることが未成年者らの福祉に適うとは認められない。離婚係争中である相手方において抗告人との間の確執があることはやむを得ないが、相手方にも監護親として面会交流の円滑な実現のための調整に努めることが期待される場所、相手方は未成年者■■■■が始めたという稽古事の内容、必要性や日時等の非代替性を明らかにしておらず（甲11）、本件全記録によっても上記稽古事を優先して面会交流の条件等を変更すべき必要性を未だ認めることはできない。その他、抗告人の原審判後の行動等について指摘するところも、原審判の定める面会交流の条件等を変更すべき事情には当たらない。したがって、相手方の主張も採用できない。

4 原審判の定める面会交流方法以外の面会交流に係る申立てについて

(1) 相手方は、抗告人が未成年者らの学校等を訪問する行為は、原審判により定められた面会交流の条件から外れたものであり、当然に抗告人の権利として認められるものではなく、上記行為は相手方に著しい不安を与えていること、学童保育の時間帯等に未成年者■■■■の小学校に訪問する行為によって周囲の人々が未成年者■■■■に奇異の目を向ける可能性があるし、未成年者■■■■が小学校高学年頃ともなれば、抗

告人の訪問を嫌がるなど精神的変化が起こる可能性があること、学童の担当員や小学校の教員等周囲の人々に無用の警戒感を抱かせること、原審判後に抗告人と小学校の教員との間でトラブルがあったことなどを主張して、裁判所に認められた機会以外の面会を禁止することを求める。

しかし、面会交流に係る審判は、子の監護のための適正な措置として、別居親と未成年者の交流に係る基本的枠組を形成するものであるところ、審判により明示の措置が定められていないからといって、抗告人が、学校等の保護管理の下にある子らに対し、相手方の監護を妨げない範囲で、学校等の了解を得て、未成年者らに関わることまでを当然に禁ずる趣旨のものとはいえない。

そして、本件全記録によっても、原審判後、相手方が審判により定められていない学校等への抗告人の訪問が禁止されることとなったものと解釈して、これを拒絶するよう学校等に要請したことにより抗告人と教員等とのトラブルを生じた可能性はあるとしても、その他に抗告人が学校等でトラブルを生じたと認めるに足りる資料はないし、未成年者■■■が他の児童からなぜ父親が来ているのか尋ねられ、困惑したことがあるとしても、直ちに抗告人の訪問が未成年者■■■の心情や学校の管理上問題となっていることを推認させるに足る事実とはいえず、他にこれを認めるに足りる証拠はない。その他、相手方が指摘するところは将来的あるいは抽象的な不安に止まるものといわざるを得ず、現時点においては、学校等が自らの判断で抗告人の訪問を問題視しているとまではいえず、学校等の教員等の許可する限度において、その監督下における抗告人と未成年者らの面会等につき未成年者らの福祉に反する事態を生じているということとはできないし、その他の機会に抗告人が未成年者らとの面会を図るなどの行為に及び、あるいはその可能性があるとの事実も認められない。

したがって、現時点においては、抗告人が原審判の定める機会以外に未成年者らと面会することを禁ずる必要性があるとまではいえない。

(2) 一方、抗告人は、原審判後、相手方が、未成年者らの学校等に対して抗告人の訪

問を拒絶するよう要求するなどしたり、面会交流の期日に未成年者■■■■に稽古事をさせて面会交流を妨害したりしているとして、未成年者らに関する諸行事（授業参観、運動会、演奏会、発表会、入学式等）及びそれらに準ずる行事に原告人が参加できること、相手方は諸行事の10日前までに日程等を原告人に通知すべきことを定めることを求める。

しかしながら、子を監護していないとはいえ父である原告人が未成年者らの学校行事等に参加することが容易に制約されるものではないとしても（ただし、未成年者らの心情や相手方による監護を妨げないことへの配慮が要請されることはもちろんである。）、本件において相手方がかかる参加を妨害してきたとは未だ認められない。原告人の指摘する原審判後の相手方の学校等への要求は、原審判によって、定められたもの以外の交流が禁じられたと解釈したことによるものと解されるのであって、直ちに非難することは相当ではなく、相手方の上記行為をもって、面会交流の条件として上記主張のような定めをおく必要を生じたとまでいうことはできない。

また、以上に述べたところからすれば、原告人は、面会交流の際に未成年者らを通じて、又は学校等の了解を得て、学校行事等を認知しうるものといえるから、相手方に対し、学校行事等を逐次原告人に通知すべき旨定める必要性があるとは未だ認められない。

- 5 その他、原告人及び相手方の各主張に鑑み、本件記録を精査しても、上記引用の原審判を含め、上記認定判断を覆すに足りる事情は認められない。
- 6 よって、原審判は相当であり、本件即時抗告及び本件附帯抗告は理由がないからいずれも棄却することとして、主文のとおり決定する。

平成25年10月18日

高松高等裁判所第4部

裁判長裁判官

三 木 勇 次

裁判官

池 町

知 佐 子

裁判官

大 嶺

崇

